

平成30年度 第7回美郷町教育委員会議事録

日 時 平成30年10月23日(火)

16時35分～17時40分

場 所 ターミナルホテル東予会議室

<出席者> 田邊教育長、芦矢委員、日高委員、西原委員、大草委員、
漆谷教育課長、南口指導主事

<議 題> 1、準要保護児童生徒の認定について 【認定】
2、指定学校の変更申出について 【不認定】

○教育課長 それでは、第7回の教育委員会をはじめさせていただきます。教育長からご挨拶をお願いします。

○教育長 お疲れのところありがとうございます。本年度7回目の教育委員会です。よろしくお願いいたします。
それでは会議録署名委員さんは芦矢委員さんと大草委員さんでお願いします。会期の決定ですが、今日一日でよろしいでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 前回の会議録ですが、いかがでしたでしょうか。

○委員一同 はい。

○教育長 ありがとうございます。それでは、私の諸報告ですが、10月10日に町長が退任されまして、現在は副町長が職務代理者ということでやっております。11日に同推協の講演会がありました。
11日から12日は全国町村教育長会に出席いたしました。16日には臨時の校長会を開きまして、自死対策の計画について校長先生方をお願いをいたしました。同じ日に町教研一斉研修の授業公開が邑智小でありました。18日には郡の音楽祭がありました。うちの4校はかなり良かったと思います。23日、今日が邑智郡の教育研究会です。今朝の新聞に出ていましたが、時事通信社本社で邑智小学校が特別賞を受けた記事が載っていました。
今後ですが、10月27日、28日で邑智中、大和中の文化祭があります。町長選の告示日が30日。投開票日は11月4日。町長就任式が11月5日月曜日になります。6日ですが、第8回の教委教育委員会と歓送迎会があります。新委員さんは難波博恵さんです。

11月11日が産業祭、議会の教育民生委員さんが町内視察をされるのが14日です。15日には県の学力育成会議が大田市であり、南口指導主事と一緒に行ってきます。16日に新町長が就任して最初の臨時議会が行われます。17日から19日に東京大和会総会に行かせていただきます。18日に町の駅伝大会、23日に邑智大和両小学校の学習発表会があります。

12月議会が4日から12日の予定で行われます。これはまだ予定です。12月9日がみさとほっとあつと広場、11日に県学力調査があります。ICT研究授業ですが、12日が11日に変更になりました。文科省の審議委員にもなっておられる鳥取県岩美町の岩見中学校の岩崎先生に公開授業をしていただきます。21日が2学期の終業式になります。

次のページを見てください。全国町村教育長会で文科省からの説明がありまして、主な点だけをコピーしていますので、これについて説明します。

まず、文化庁の組織改変ですが、新しい文化庁が京都に移転します。その関係で文化庁の組織が一部変わっております。移転は2021年度中をめざして京都へ行きたいということです。資料の左側がこれまでの組織、これが右側のように変わるということです。銀山街道が国の史跡指定になりましたが、これまでは文化財部の記念物課が担当でしたが、それが文化財第二課になります。かなり組織が変わります。

次は、総合教育政策局の新設で生涯学習政策局と初等中等教育局の組織の改変です。ICT関係の情報教育局は生涯学習政策局にありましたが、今度は初等中等教育局の情報教育・外国語教育課に変わります。もうひとつ重要な点は、社会教育課が生涯学習推進課という名前に変わります。各県でどのようになるかは分かりませんが、かなりの組織改変になります。

次に国の教育振興基本計画が変わってきます。「ソサエティ5.0」ということですが、西条市のスマートシティ構想にも関係してきます。未来社会、超スマート社会というのを今後はめざしていくことになる。これが「ソサエティ5.0」、合言葉、タイトルとなってきます。働き方改革を含めて、これからのスマート社会の目標を示すものです。

次のページに文科省の来年度の概算要求があります。文科省が財務省に予算要求した資料です。毎年同じようなことですが、子どもの人数が減って、教職員定数の自然減が2,872人。まるまる減らされては困るので、教職員定数の改善を要求していくということです。主なものは働き方改革による配置です。詳しくは資料をご覧ください。

最後の資料は、第3期教育振興基本計画についてです。1ページめくっていただくと、教育政策の重点事項で先ほどの「ソサエティ 5.0」が出てきます。これは、6月15日にすでに閣議決定がなされたものの概要です。これから細かいところが追加されてすごい内容になってくると思います。その下に基本方針が5点出ていますが、これは閣議決定事項です。これまでとそんなに違いはないと思いますが、これからの方向性が出ていますのでご覧いただきたいと思います。6ページに基本的な方針が5つ、教委施策の目標が21項目出ています。これを主体にしていくということです。文科省の説明については以上です。

これについてはよろしいでしょうか。では議事に入らせていただきます。では、最初に準要保護児童生徒の認定について、課長からお願いします。

○教育課長

「平成30年度準要保護就学援助費の支給認定について」という資料をご覧ください。このたび認定申請が提出されましたのは、Aさんです。

(個人情報につき、説明については省略)

この世帯について収入額で算定いたしますと、0.33というかなり低い値が出てまいります。また、税務担当からこの世帯には滞納があるということも情報として得ております。徴収の考え方としては町から本人に支給するものがある場合、滞納分へ入れるということが基本ですが、子どもの就学援助費として支給するものを滞納に充ててもらっては困るということで、税務担当と協議しました。本人口座に入れるのではなく学校長の口座に振り込んで、給食費や学用品に充てるということにして、余った場合も教材費として学校で処理してもらおうということにします。

○教育長

こういったことでよろしいでしょうか。

○大草委員

子どものことですからね。

○教育長

それでは認定ということよろしいでしょうか。

○委員一同

はい。

○教育長

次に指定学校の変更申出について、説明をお願いします。

○教育課長

指定学校変更の申出が出されております。申請者はBさん。対象児童は●●小学校●年Cさんと●●小学校●年Dさんです。▲▲小学校に変わりたいといっておられます。

(個人情報につき、説明については省略)

○教育長

以上でよろしいでしょうか。それでは終わらせていただきます。ありがとうございました。